

2025年4月1日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合

マイナ保険証移行のご準備のお願い

本年12月1日をもって保険証は利用不可となり、本格的にマイナ保険証を基本とした保険診療に移行いたします。

マイナ保険証を利用できない理由※がない方については、できる限りマイナ保険証利用のご準備を7月末までに完了できるよう、ご協力をお願いいたします。

マイナ保険証の利用が困難な方については、8月初旬の利用登録状況に基づき、8月末に資格確認書を一斉発行する予定です。

なお、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を過ぎるとマイナ保険証の利用ができなくなります。

電子証明書の更新通知が市町村から届きましたら、お早めにご対応ください。

電子証明書更新は有効期限の3カ月前から実施可能です。

(詳細は添付のリーフレット参照)

※マイナ保険証を利用できない理由の例

- ・高齢で認知に問題がある
- ・身体の障害により物理的に困難
- ・精神の障害により正常な認識、判断ができない
- ・成年後見人が選任されている
- ・未成年で保護者による管理が困難な状況(児童相談所での保護、シェルター入所)
- ・その他、政治、宗教団体などの思想信条によるものなど

マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

利用者証明用電子証明書(数字4桁)の用途

- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。
- 「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。



こんなことに使います！



- ✓ マイナ保険証としての利用
- ✓ マイナポータルへのログイン
- ✓ コンビニでの住民票等交付サービスの利用

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6~16桁)もあります。

電子証明書の有効期限について

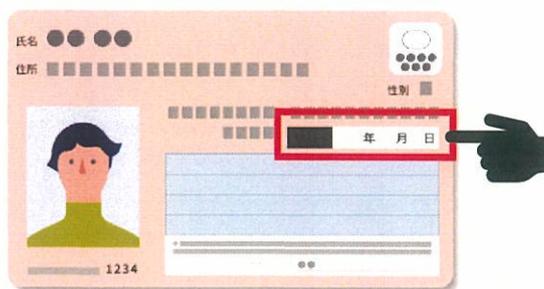
電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

? マイナンバーカードそのものの有効期限は？

- ▶ 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)までです。
 - ▶ マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換できますので、常にマイナンバーカードがお手元にある状態となります。
- ※これまでと同様、任意の代理人による受取が可能です。方法は、お住いの市区町村の窓口へお問い合わせください。

電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



マイナポータルにログイン

▲マイナポータル

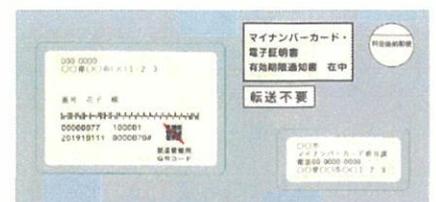


更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の2~3カ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。

同封のパフレットをご一読のうえ、余裕をもってお早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。



▲有効期限通知書の封筒

? 有効期限が切れたことを忘れて病院等に行ったら、どうなるのですか？



詳しくは裏面に

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも 電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き
カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3カ月前

マイナ保険証
使える



有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。

次に進む



マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2～3カ月前を目処に、「有効期限通知書」の封書が届きます（詳細はオモテ面参照）。お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



⚠ 期限切れ翌日

マイナ保険証
使える



有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む



有効期限切れから3カ月間は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、**診療情報・薬剤情報等の提供はできません。**速やかに**再発行手続き**をしてください。



3カ月後

マイナ保険証
使えない



3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。



有効期限切れから3カ月間経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

速やかに**再発行手続き**をしてください。



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare